

【移送費の支給】

被保険者が、治療を受けるために病院または診療所に移送されたときは、移送費を支給します。

その額は、最も経済的な通常の経路および方法で移送された場合の費用により算定した額とします。

この移送費は、福井県後期高齢者医療広域連合が必要であると認める場合に限り、支給されます。

- (1) 移送により法に基づく適切な療養を受けたとき。
- (2) 移送の原因である疾病または負傷により移動をすることが著しく困難であったとき。
- (3) 緊急、その他やむを得ないとき。